



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第23号 令和6年6月1日発行

目次

は県例規集掲載

【告示】

番号	表題	担当課名
265	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定める件の一部を改正する件	県民ふれあい課
266	令和7年度徳島県立総合看護学校入学試験を実施する件	医療政策課
267	同	同
268	同	同

徳島県告示第二百六十五号

令和五年徳島県告示第二百七十三号（口頭により開示を求めることができる保有個人情報（報を定める件）の一部を次のように改正し、令和六年六月一日から施行し、同日以後に実施する試験に係る保有個人情報について適用する。

令和六年六月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

表徳島県立総合看護学校第一看護学科推薦入学試験の項の項名を「徳島県立総合看護学校第一看護学科入学試験」に改め、同表徳島県立総合看護学校第一看護学科及び準看護学科入学試験の項の項名を「徳島県立総合看護学校第二看護学科入学試験」に改め、同表徳島県立総合看護学校第二看護学科入学試験の項の項名を「徳島県立総合看護学校准看護学科入学試験」に改める。

徳島県告示第二百六十六号

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号。以下「規則」という。）第七条第一項の規定に基づき、令和七年度徳島県立総合看護学校（第一看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

令和六年六月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

- 1 一般入学試験（規則第七条第二項に規定する入学試験をいう。以下同じ。）
令和七年一月八日（水曜日）及び同月九日（木曜日）午前九時から午後五時頃まで
- 2 推薦入学試験（規則第七条第三項第一号に規定する学校等の長から推薦された者について実施する学科試験の一部を免除された入学試験をいう。以下同じ。）
令和六年十一月一日（金曜日）午前九時から午後五時頃まで
- 3 社会人入学試験（規則第七条第三項第二号に規定する学校長が定める要件を満たす者について実施する学科試験の一部を免除された入学試験をいう。以下同じ。）
令和六年十一月一日（金曜日）午前九時から午後五時頃まで

二 試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

三 受験資格

- 1 一般入学試験
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項に該当する者（令和七年三月までに卒業（修了）見込みの者を含む。）
- 2 推薦入学試験
県内に所在する高等学校又は中等教育学校の長の推薦のある令和七年三月卒業見込みの者
- 3 社会人入学試験
学校教育法第九十条第一項に該当する者であり、令和七年四月一日時点で、満二十歳以上の者
- 4 入学願書等の提出期限
 - 1 一般入学試験
令和六年十一月一日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月二十九日までの消印があれば受け付ける。
 - 2 推薦入学試験
令和六年九月二十四日（火曜日）から同年十月四日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月四日までの消印があれば受け付ける。
 - 3 社会人入学試験
令和六年九月二十四日（火曜日）から同年十月四日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月四日までの消印があれば受け付ける。
- 5 入学願書等の提出先
徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校
- 6 入学試験手数料

七 五千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼り付けること。）
その他

○この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立総合看護学校（電話
〇八八―六三三―六六一）に問い合わせること。

徳島県告示第二百六十七号

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年度徳島県立総合看護学校（第二看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

令和六年六月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

令和七年一月七日（火曜日）午前九時から午後五時頃まで

二 試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師（令和七年三月末日時点で業務従事期間が三年以上となる見込みの者を含む。）
- 2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師（令和七年三月までに卒業見込み又は免許取得見込みの者を含む。）
- 四 入学願書等の提出期限
令和六年十一月一日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月二十九日までの消印があれば受け付ける。
- 五 入学願書等の提出先
徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校
- 六 入学試験手数料
五千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼り付けること。）
- 七 その他
この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立総合看護学校（電話〇八八―六三三―六六一）に問い合わせること。

徳島県告示第二百六十八号

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年度徳島県立総合看護学校（准看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

令和六年六月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 試験の日時
令和七年一月二十八日（火曜日）午前九時二十分から午後五時頃まで
- 二 試験の場所
徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校
- 三 受験資格
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に該当する者（令和七年三月までに卒業見込みの者を含む。）
- 四 入学願書等の提出期限
令和六年九月二日（月曜日）から同年十二月二十七日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月二十七日までの消印があれば受け付ける。
- 五 入学願書等の提出先
徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校
- 六 入学試験手数料
五千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼り付けること。）
- 七 その他
この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立総合看護学校（電話〇八八―六三三―六六一）に問い合わせること。